

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社サシノベルテは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく「一般事業主行動計画」として、女性が職業生活において、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための取り組みをすすめます。

1. 計画期間 2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：各事業所や部署におけるリーダーとして活躍してもらえるよう取り組みます。

取組：2020年4月～

- ①職責者を目指す女性社員の育成について、現職責者への働きかけをすすめ、2020年4月末時点で15名の女性職責者を20名以上にします。
(管理職を占める女性の割合を80%以上維持する)
- ②各事業所・部署の所属長への働きかけをすすめます。
- ③所属長による職場面談を実施し、職責者を目指す動機付けをすすめます。
- ④新任職責者にはフォローアップの研修を実施し、モチベーションの維持や不安の解消に取り組みます。

目標2：産前産後の休業、育児休業の取得を促進します。

取組：2016年4月～

- ①年2回、人事考課を実施し、個々の事情を考慮した働き方を提案します。
- ②専門職としてキャリアが継続するよう、業務関連の資格保持を促進し、その為に係る費用を会社負担とします。また、業務内での学習時間を提供します。

目標3：育児休業期間中の代替要員の確保、業務内容の見直しを図ります。

取組：2020年12月～

代替要員にかかる労働条件の検討（主に労働時間、給与、契約期間）

2021年4月～

- ①業務内容や勤務表の見直しを店舗・部署ごとに行います。
- ②育児休業期間中の支援内容を職員に周知します。

2020年3月27日

株式会社サシノベルテ